平成２７年（フ）第２６６号
鹿児島県鹿児島市平之町６－５　イズミビル602、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市上荒田町10番15号
債務者　兼崎　春奈
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２８０号
鹿児島県鹿児島市上竜尾町16番46号（重盛アパート201号）
債務者　一氏　公太
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第５８号
宮城県栗原市築館字照越浅松沢97番地
債務者　尾形まゆみ
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第１９１号
金沢市尾張町２丁目16番15号　メゾンドベルジュール105号
債務者　中村　勝広（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第６４号
石川県小松市向本折町巳232番地１
債務者　木田　俊二
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第６５号
石川県小松市向本折町巳232番地１
債務者　木田　桂子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第４３号
長野県伊那市高遠町上山田1270－１、住民票上の住所長野県上伊那郡南箕輪村316番地
債務者　竹松　里美
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第１８４号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目31番25―105号
債務者　鳴谷　秀光
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第６７号
広島県呉市阿賀中央８丁目５－１－402
債務者　上光　雅文
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第７０号
広島県江田島市大柿町大君1817番地３
債務者　濵先　勇夫
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第８０号
広島県呉市広中新開２丁目13番３－204号
債務者　渡辺　義治
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第３８９号
熊本市南区富合町平原795番地２、前住所埼玉県狭山市大字青柳1489番地11
債務者　春原　智美
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４１５号
熊本市東区尾ノ上２丁目７番16号　柏ハイム205
債務者　加藤　雄子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４２３号
熊本市東区長嶺南１丁目４番43号
債務者　河野　茂春
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４２６号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ケ丘３丁目42番５号
債務者　中島　祐司
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４３５号
熊本市西区上高橋２丁目13番33号　ハイツ高幸１階６
債務者　田中美登里
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４３６号
熊本市西区上高橋２丁目13番33号　ハイツ高幸１階６
債務者　田中　幸枝
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１１５号
富山市米田すずかけ台１丁目９番32号、前住所富山市下赤江町２丁目２番５－303号　市営住宅
債務者　花房　美子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
富山地方裁判所民事部